

## 「食料・農業・農村基本計画（案）」に関するご意見の概要とご意見に対する考え方

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	
I 我が国の食料供給	
食料自給率	
食料自給率を抜本的に引き上げなければ食料安全は確保できず、国民の不安も解消されないため、食料自給率を向上させる目標、方策を明示すべき。	平時からの食料安全保障を実現する観点から、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標を設定しています。
供給熱量ベースの食料自給率の目標として45%が掲げられているが、これで十分なのか疑問。農家の高齢化が問題になる中で、単に付加価値を作り出すといった消極的な対処で十分なのか。	供給熱量ベースの総合食料自給率については、2023年度の38%から、2030年度に45%に向上させることを目標に設定しております。国内の農業生産の増大を図るため、農地総量の確保、世代間バランスのとれたサステナブルな農業構造、スマート農業技術や多収品種の導入等による生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保に向け、本計画において施策の方向性を具体化し、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めてまいります。
世界的な気候変動や地政学的リスクが高まる中、食料安全保障の観点から、より高い自給率を目指すべき。特に、主要穀物（米、小麦、大豆など）の自給率向上は急務である。	なお、目標年（2030年（年度））の食料自給率の設定に係る国内消費仕向量については、第4. I. 1に掲げる品目ごとの消費・流通等の施策を見込んで設定しています。また、生産量については、需要に応じた生産や、第4. I. 1に掲げる品目ごとの課題に対して講ずる施策を踏まえ、実現可能な生産量を、輸出量も見込んで設定しています。
世界の食糧事情を考えるとそもそもまずは自国の自給率を上げる以外に方法はない。	
農家を守る、日本人を守る政治をしてほしい。食料自給率を上げなくてどうするのか。	
食料自給率をしっかりと上げる体制を整えなければ大変なことになる。	
真の意味で自給率を高めるためには、種子や飼料も国内で生産できる体制を整えるべきであり、それが有事の際に国を守ることにつながる。	
野菜・畜産物の自給率を上げるのは必須。肥料も自給率を上げるべき。	
供給熱量ベースの食料自給率目標を50%にすべき。	
供給熱量ベースの食料自給率目標を70%にすべき。	
供給熱量ベースの食料自給率目標を100%以上にすべき。	
食料自給率については2000年代に入って以来、現状維持が微減が続いており、自給率向上の目標を掲げても、それが達成されていないのに、また同じような目標を掲	新たな食料・農業・農村基本計画においては、その実効性を高める観点から、目標の達成度合や施策の有効性を示すために、KPIを設定する

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>げ、対応策も似たり寄ったりの方針を出すだけで、何の改善もなされていないのが実態ではないか。実現不可能なら目標を下げる。実現可能だというならそれが可能になる対応策を示すのが筋。できもしない目標、目標達成できなかった対応策を何の改善もせずに掲げ続けるのは、あまりに不誠実、あまりに無責任ではないか。</p>	<p>こととし、目標の達成状況と併せて、毎年検証することとしました。</p> <p>食料自給率を含む目標達成に向けて、食料・農業・農村政策審議会企画部会に諮り、透明性・客観性をもって検証し、政策評価を進め、それを政策にフィードバックして、施策の見直しを行ってまいりたいと考えています。</p>
<p>農業者の所得補償等</p>	
<p>日本の農業を支えるために、欧米並みの所得補償あるいは直接支払いを行うべき。</p>	<p>第1（食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針）において、「農業の生産性向上と農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより、農業の持続的発展を図る」こととしております。</p> <p>この方針の下、農業者の生産性向上を図るため、農地の大区画化等の基盤整備、スマート農業技術等の開発・普及、単収の向上等を推進するとともに、農産物の付加価値向上を図るため、高い品質を有する品種の開発・導入、農産物を活用した新たな事業の創出等を推進してまいります。</p> <p>また、第4. I. 1（1）のとおり、水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）について、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換します。予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用します。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保してまいります。</p>
<p>安定的に食料を国民に供給するために農家に所得補償をしてほしい。</p>	
<p>本来農水省が守るべき農家や漁業者に向き合った支援（直接所得補償など）こそ、これからの基本計画に必須だと考える。</p>	
<p>農家の方が安心して作物生産に取り組めるように、国が税金で保障する必要があるのではないかと。こういうところこそ税金を使ってほしい。</p>	
<p>生産の維持拡大、農業者の経営の維持、価格転嫁、国民生活を守るためには生産費を償う価格保障とともに、農地維持・食料の安定供給を下支えする直接支払の拡充が必要。</p>	
<p>若手が入りやすいように、国の責任で農業所得補償をしてほしい。</p>	
<p>日本人が農業ができ食べていけるよう農業者に対し支援、補償すべき。</p>	
<p>生産者が安定して生活ができて、次の世代に引き継げるようにすることが大事。生産者の収入の面でも諸外国との価格競争力の面でも、生産者に直接補助がなされるように予算を投じなければ解決されない。</p>	
<p>農家の戸別所得補償制度を復活させ、安心して農業を営めるようにし「食糧自給率」の向上をはかる政策にすべき。</p>	
<p>農業従事者が高齢になり事業継承もままならないなか、農業で生活が成り立つようヨーロッパのように所得補償制度を採り入れるべき。</p>	
<p>地域の事情に応じた農業政策に切り替え、中小農家に対する戸別補償もすべき。</p>	
<p>米を作る農家への支援を手厚くすべき。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>生産者が世代交代できるようなインセンティブや所得補償が必要で、5年後も最低でも現在の生産量が維持できる体制づくりが求められている。生産にはさまざまな段階で手がかかり、DXで省力化できるものではない。また営利目的の企業の進出も、失敗すれば放置・撤退されるリスクがあるので地域にとっては迷惑。</p>	
<p>水田政策</p>	
<p>水田政策の見直しに関して、令和9年度から根本的に見直すとするが、緊急で今すぐにも見直ししていただきたい。遅くとも令和8年度。</p>	<p>水田政策の見直しについては、各種の実態調査を行い、それらの結果をよく整理分析した上で、意欲を持って取り組んでいる農業者の営農に支障が生じない支援の在り方について、令和7年度中に方針を策定し、令和9年度からの新しい水田政策に向けた令和8年夏の予算概算要求につなげていきたいと考えています。</p>
<p>令和9年から「水田活用への直接支払い交付金」を根本的に見直すそうだが、予算は、現行の水活の見直しや再編により得られた財源を活用するとあった。つまりは、農林水産省はこの政策の方針としては、予算総額を増やすつもりはないということなのか。</p>	
<p>飼料用米と多様な転作作物への支援を拡充し、水田を食料の安定供給の重要な基盤として水田面積の維持を明記すべき。</p>	
<p>構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく、という点は確実に実施してもらいたい。政府が収入を保証しなければ農業を継続していくことが出来ないと考えてるので、生産者が収入をしっかりと確保でき、消費者は適正な価格で購入できる仕組みが必要。</p>	
<p>米の消費・生産・流通</p>	
<p>米粉の消費拡大を図るべき。</p>	<p>第4. I. 1. (2) . ①. アに「米粉の特徴を生かした新商品・メニューの開発、活用方法に関する情報発信や喫食機会の拡大を通じ、新たな需要の創出を図る」と記載しており、引き続き米粉の消費拡大に取り組んでまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>米は需要減とせず、増産を図るべき。</p>	<p>米については、人口減少局面において、主食用米の国内需要の減少が避けられませんが、輸出や米粉など国内外の需要拡大を図っていくこととしています。そうした中で、2030年の米の作付面積は、2023年の148万haに対して144万haとわずかに減少しますが、用途ごとの特徴を踏まえた単収の増加等を見込むことにより、生産量については2023年の791万トンから818万トンまで増加すると見込むKPIを掲げているところです。</p>
<p>食料安全保障の観点からも集約して大区画化できない中山間地の水田での耕作を維持していかなければ、とても現在起こっている米不足には対応できない。</p>	<p>米については、人口減少局面において、主食用米の国内需要の減少が避けられませんが、輸出や米粉など国内外の需要拡大を図っていくこととしています。そうした中で、2030年の米の作付面積は、2023年の148万haに対して144万haとわずかに減少しますが、用途ごとの特徴を踏まえた単収の増加等を見込むことにより、生産量については2023年の791万トンから818万トンまで増加すると見込むKPIを掲げているところです。</p> <p>なお、中山間地域については、第4.V.5に記載のとおり、中山間地域等における農業生産活動の継続に向けた農業生産条件の不利の補正等、中山間地域等の農業を「支える」ための施策を推進するとともに、中山間地域等の農業で「稼ぐ」ための施策と農村に「関わる」関係人口を拡大するための施策を実施することとしています。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>国内の米の流通の安定化を図るべき。</p>	<p>第4. I. 1. (2). ①. エに「令和6年の端境期以降、集荷業者間の競争によりスーパー等への流通を担っている大手集荷業者等の集荷量が減少し、主食用米の円滑な流通に支障が生じたことから、よりきめ細やかな情報発信や産地との密な意見交換を通じて需要に応じた生産を推進していくほか、流通の目詰まりへの対応として、備蓄米の買戻し条件付き売渡しを実施したところであり、生産・流通の状況に対応しながら、引き続き円滑な流通の確保に向けて取り組んでいく」と記載しており、米の流通の安定化を図ってまいります。</p>
<p>米の備蓄量の具体的な目標が明記されていない。現在の備蓄は100万トンで、年間消費量700万トンに対し1.7か月分で、災害時の備えとしては不足しており、食料安全保障上の観点からも不安が残る。少なくとも6か月分の消費量を確保する目標を設定すべき。</p>	<p>第4. I. 1. (2). ①. エに「将来にわたって米の安定供給が確保できるよう、水田政策の見直しと併せて、令和9年度以降の総合的な備蓄の構築に向け検討を進める」と記載しており、引き続き検討してまいります。</p>
<p>米の備蓄を日本人が飢えないように確保していただきたい。</p>	
<p>米が足りない、米が高いという現状で、主食である米さえも守れない現政府に対して、食料安全保障は十分なのか疑問。備蓄米は、国民に対して3か月分の供給を見込んで良いと思う。</p>	
<p>飼料作物</p>	
<p>国産飼料を増産すべき。</p>	<p>第4. I. 2. (5). ④. アに「畜産農家が必要とする飼料の種類や数量、品質等の情報を提供するなど畜産農家から耕種農家に働きかけるとともに、地域計画に飼料生産を位置付け、国産飼料の作付拡大を推進する。さらに、コントラクター、TMRセンター等の外部支援組織の運営基盤を強化するほか、労働生産性や単収の面で有利な栄養価も高い青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー等の飼料作物について、作付けを拡大する」と記載しております。</p>
<p>飼料の備蓄の確保について、輸入割合99.9%だが、安定供給のため、日本でも作るようにすべき。</p>	<p>また、飼料穀物の安定供給を図るため、第4. I. 2. (5). ④. ウに「不測の事態に備え、引き続き備蓄への支援を行うとともに、多様な輸</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	入調達先の確保を図る」と記載しております。
果樹	
<p>果樹農業はその栽培環境から機械化が困難（限定的）な状況とあるのに、将来像では農園地の規模拡大等により機械を利用した場合が想定されており、それが実現できるのはごく一部であり、実効性に欠けるように思う。</p>	<p>果樹については、収穫などの手作業に頼らざるを得ない作業が多いほか、従来からの園地は枝が広がった背の高い樹が整列せずに植わっているため、機械が導入しづらく、規模拡大も進みにくいという課題があります。</p> <p>一方、国産果実に対する需要に応じていくためには、全国の果樹産地において、各産地の栽培環境等の実情に応じて、農地集積・集約化や機械導入等により生産性を向上させていくことが不可欠です。特に、平地の樹園地においては、省力樹形の導入等により機械導入がしやすい園地へと転換した上で、スマート農業機械を含む実用化された機械の利用と規模拡大を推進していくことが重要と考えています。</p> <p>こうした旨を第4. I. 1. (5) .②に「労働生産性の向上に向けて、地域計画に基づく園地の集積・集約化や基盤整備を進めるとともに、省力樹形等の導入、スマート農業技術の開発・導入」を推進すると記載するとともに、「技術体系の将来像と経営モデル」では平地におけるりんごのモデルを提示したところであり、その実現に向けて必要な施策を推進してまいります。</p>
畜産物	
<p>工業的畜産からアニマルウェルフェア規制による有機畜産への転換を明記すべき。</p>	<p>第4. I. 1. (7) の①牛肉、②豚肉、③鶏肉、④鶏卵、⑤生乳それぞれに「アニマルウェルフェアに関する飼養管理指針の現場での更なる普及・定着を推進する」と記載しております。</p>
水産物	
<p>気候変動に伴う有明海の水産物の漁獲高減少種（海苔・希少種ほか）の調査と対応策の研究の促進をお願いしたい。</p>	<p>有明海や八代海等では、底質の泥化や有機物の堆積等海域の環境が悪化し赤潮や貧酸素水塊の発生に加えて、近年は他の海域と同様に気候変動に伴う気温や水温の上昇、豪雨等の影響が顕在化し、二枚貝やノリをはじめと</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>する水産資源をめぐる海洋環境が厳しい状況にあり、生産に影響を及ぼしています。こうした中、農林水産省においては、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（有明海等特措法）に基づく有明海・八代海等総合調査評価委員会（有八評価委員会）の報告が示す再生方策を基本として、有明海沿岸4県と協調し、二枚貝類の再生等に向けた調査や技術開発を進めています。また、有明海等特措法に基づき、関係県が環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、同計画に基づき各種施策を実施しています。農林水産省は、引き続き、関係省庁及び関係県と連携し、有八評価委員会報告の再生方策を基本とした必要な調査や対応策の研究等を行ってまいります。</p>
農業構造	
<p>大規模農家だけでなく、小規模農家を含めた農家が営農を続けられるようにすべき。</p>	<p>第4.1.2.(2).①.アに「農地を適正に利用する経営体を確保していくためには、将来の担い手の育成・確保を推進し、販売金額に占める担い手のシェア拡大や、農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造にしていくことが重要である。このため、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進める。その際、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する」と記載しており、このための施策を講じてまいります。</p>
<p>なり手不足解消のために農家への支援を行うべき。</p>	
<p>担い手確保について、アグロエコロジーの担い手であり、国土保全に役割を果たす家族農業や中小経営体を重視し大切にすべき。</p>	
<p>小規模農家が安心して生産にとりくめる政策の検討をお願いしたい。</p>	
<p>相変わらず農家の大規模化をメインにした基本計画は根本から考え直す必要がある。小規模家族農業を基本とした農業に方向転換するための基本計画にすべき。</p>	
<p>スマート農業や輸出を推進する前に、個々人の小規模な農業者、漁業者を大切にしてください。</p>	
<p>大規模化できる農業者には限りがあり、中規模・小規模農業者なくして目標達成は不可能。規模によらない農業者支援をお願いしたい。</p>	
<p>大規模農家への集中だけで農業生産と農地・農村を維持することはできない。地域農業と農地、コミュニティの維持のために、小規模家族経営を含む多様な担い手や新</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>規就農者が農業を続けていくことを位置づけ、そのための支援策を抜本的に拡充することを求める。</p>	
<p>農業従事者を確保するために、老も若きも農業をやってよかった、やりたいと思うような、強力なメッセージになる計画を作り上げられることを期待する。</p>	
<p>農業法人や企業に対しての対策はいくつか考えてられているという印象を持つが、農家個人に対しての対策も必要ではないか。近年は様々なニーズが生まれてきており、それを法人や企業のみで対応できるとは思えない。</p>	
<p>農業の方向性を輸出、集約化などに傾けすぎている。食料確保についても輸入に傾きすぎている。まずは、シンプルに国内での生産を上げることで国民の食料確保をしてから輸出ではないか。輸出入のルートをたどることで、カーボンフットプリントは大きくなり環境負荷も増大する。輸出入に頼った農業、食料政策では、きちんと筋の通った環境対策ができない。現在主に農産物を生産している中小・家族経営農家に対する支援策を進めてほしい。</p>	
<p>若い人が急に農家やると言ったって経験がないのにまともな作物を作れるはずがなく、自然相手の仕事に机上の空論は通用しない。一刻も早く国が政策として農業が食える業種とし担い手を作っていくしないと、少子化問題同様、国がなくなってしまうと思う。</p>	
<p>農業者が減ってしまい、これから農業や自給をするにしても、機械がない場合、なかなか参入が難しい。広く国民が農業に着手できるような施策をしてほしい。各地方自治体に予算を積み増しし、自治体から国民へ資金が回るように、もしくは自治体が農機具を管理、貸出できるようなシステムを構築するようにしてほしい。</p>	<p>農業者の減少・高齢化が進む中、持続可能な農業構造へ転換していくことが必要です。新たに農業を始める方に対し、都道府県と連携し、農業機械・施設などの初期投資等、必要な支援について引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>農業の大規模化を推進すべき。</p>	<p>第4. I. 2. (2) .②に「地域の農地・農業生産を維持するためには、農業法人等の担い手が離農農地の受皿となり規模拡大や事業多角化を推進していくことが重要」と記載しており、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化や、農業法人の経営管理能力の向上等を進めてまいります。</p>
<p>多様な担い手の確保とともに、基幹的農業従事者や農業就業者の数値目標を掲げる</p>	<p>多様な担い手の確保については、第4. I. 2. (2) .①. アに「規模</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
べき。	<p>の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進める。その際、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する」と記載しております。</p> <p>また、農業者が減少する中において、現在の農業従事者の年齢構成を踏まえ、世代間バランスのとれた農業人口の構造の実現を目指す観点から、「49歳以下の担い手数の維持」を目標として設定しております。くわえて、農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを他産業並みに引き上げることをKPIとして設定し、その達成を目指して、新規就農者の呼び込みと定着を図ってまいります。</p>
<p>若者が農業を魅力的な職業として選択できるよう、経済的な支援だけでなく、技術面、経営面などの総合的な支援が必要。</p> <p>農業大学や農業高校のカリキュラムの充実、農業と他の産業とのデュアルキャリアの推進、農業版インターンシップの展望など女性も重要。</p> <p>農業者や障害者の農業当事者を促進することも強化すべき。</p>	<p>第4. I. 2. (2) . ①. アに「担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、農業教育の充実等を通じた農業内外からの幅広い新規就農者の育成・確保に向けた総合的な支援を推進する」と記載しており、引き続き必要な施策を講じてまいります。</p> <p>また、「農福連携」について、第4. V. 2. (3) において記載をしていることに加え、第4. I. 2 (2) . ③に「障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進する」と記載しております。</p>
<p>労働力確保に外国人労働者や障害者を当てにしていなか懸念している。適正な労働環境、給与であるのか、本人が希望しているのか、障害と農業との安易な紐付けになっていないか再考をお願いしたい。</p>	<p>第4. I. 2. (2) . ③に「外国人材の確保については、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする、育成就労制度が創設されることを踏まえた受入環境整備とキャリア形成を促進する。あわせて、障害者等が働きやすい環境の整備を図ることにより、障害者等の就農促進や継続的な雇用を図るとともに、障害者等が生きがいを持って農</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>業に関する活動を行うことを促進する」と記載しております。</p> <p>また、「農福連携」は、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。障害者が個々の特性や持てる力を活かして自ら農業に取り組むことで、働く場の確保や賃金・工賃の向上に加え、生活の質の向上につながるものであり、本基本計画においても、障害者を単なる労働力として位置付けるものではありません。「農福連携」の取組による障害者の就労が社会的にも正当に評価されるよう、御意見も踏まえて取り組んでまいります。</p>
<p>「定年前帰農」を具体的に支援すべき。農業人口の高齢化がいわれるが、基本計画は今後5年先、あるいは10年先を見据えた計画である。農業においては、60歳台、70歳台でも元気に従事する人々が多い。今、50歳台以上の人は、今から、「定年帰農」を前倒しして、農業に従事すれば、これからの5年、10年は十分に力を発揮できる即戦力になる。</p>	<p>第4. I. 2. (2) .①.アに「担い手への円滑な経営継承に取り組むとともに、農業教育の充実等を通じた農業内外からの幅広い新規就農者の育成・確保に向けた総合的な支援を推進する」と記載しております。</p>
<p>圃場整備事業や農機具購入への支援策の多くが、集積を要件としており、これらの要件があるために、実際にはまだ農作業への参加もできて農機具も保有している農家が生産から撤退させられ、一部の少数の担い手だけが農業を担うという構図が地域ですでに進められている。これが地域農業を弱体化させ、担い手に成長する可能性のある農家の芽を摘んでいる。このような集積率をひきあげる誘導的な政策をあらため、中小農家の力を活かす計画への転換を求める。</p>	<p>農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、地域の農地・農業生産を維持するためには、農地の受け手である担い手への農地の集積・集約化が不可欠であると考えており、第4. I. 2. (2) .①.アに「規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進める。その際、地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進することを基本としつつ、農業を副業的に営む経営体など多様な農業者が農地の保全・管理に一定の役割を果たしながら、地域において自立的・持続的に農業生産が行われるようにすることを通じ、農地の保全や集落機能の維持を推進する」と記載しております。</p>
セーフティネット対策	
<p>自然災害等で収穫ができない場合でも補償するような制度を作るべき。</p>	<p>自然災害等による農作物の収穫量の減少、農業者の収入減少等の損失を補填する制度として、農業共済、農業経営収入保険等のセーフティネット対策を措置しており、引き続きこれらの制度の持続的な運営を図っ</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	てまいります。
技術開発・実装	
<p>品種改良の発展や既存技術の応用など研究開発をしっかりと行うべき。</p>	<p>第4. I. 2. (4) .④に「品種や基盤技術の開発等に向けた総合的な方針の下、農研機構はもとより、都道府県試験場、大学、民間の研究機関等が一体となって、多収性、スマート農業技術適性、高温耐性、病害虫抵抗性のほか、環境負荷低減への対応や輸出促進等の社会課題の解決に資する革新的新品種を開発を推進する」、第4. I. 2. (4) .⑤に「農林水産分野における研究開発の重点事項等を示す「農林水産研究イノベーション戦略」を毎年度策定し、農林水産分野での更なるイノベーション創出を図る」と記載しております。</p>
<p>農業従事者を増やし、美しい国土を守るためにも、小規模農家を増やし、設備や通信機器に頼るスマート農業ではなく、それぞれの地域にあった、賢いと言う意味のスマート農業を発展させてほしい。</p>	<p>第4. I. 2. (4) .②.ウに「中山間地域を含め、生産現場におけるスマート農業技術の活用については、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、立ち上げの促進や収益性を確保し得る事業モデルの創出等を通じて農業支援サービス事業者の育成・確保を推進する」と記載しております。</p> <p>また、第5. 1. (1)に「農業者のデータ活用による生産性向上等を実現するため、農業関連スタートアップ企業の創出や、それらによる農業に関するサービスの拡大・強化を図るとともに、農業データ連携基盤(WAGRI)やAIの一層の活用を推進する」と記載しております。</p>
ゲノム編集	
<p>課題解決のためにスマート農業技術やゲノム編集が随所に出てくるが、いずれも安全性や環境影響評価が確認されないまま(あるいは、開発メーカー等の資料のみで判断するなど)推進していくと、環境や生態系に未知の影響が生じるリスクがあり取り返しがつかない。</p>	<p>第4. I. 2. (4) .⑤に「ゲノム編集等の最先端技術は飛躍的な生産性の向上等が期待される一方、新しい技術であることから、消費者等に対する当該技術に関する研究開発情報の提供を適切に行い、社会課題の解決に有用な分野においてその技術の活用を進める」と記載しております。</p>
<p>政策では、有機農業をみどりの食料システム戦略で打ち出しているのは評価できるが、そこに、ゲノム編集などは安全性がはっきりしない中で、入れないで欲しい。</p>	
<p>品種開発をゲノム編集に頼る解決策は不確実でリスクが高すぎる。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>海外でも成功例は聞かないし、ゲノム編集の仕組みや環境負荷を考えると、多額の予算を注ぎ込むことはいかかなものかと思う。少なくとも同じくらいの予算を自然に循環する農水産物にかけてほしい。自然循環の農法は大きな金額になると思えない。</p>	
<p>ゲノム編集の安全性についても確認が必要。</p>	
<p>ゲノム編集についての表示をお願いしたい。</p>	<p>ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。</p> <p>なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。</p>
<p>ゲノム編集を活用したと分かる表示をするべき。</p>	
<p><b>生産資材</b></p>	
<p>輸入ありきの食料、農業政策ではなく、農業を行う上で基本となる種子や飼料、肥料などの地域内での自給・供給を基本と据え、まずは基本食料やそのための農業資材については輸入への依存を大幅に下げることが基本方針とすべき。</p>	<p>農業生産において必要不可欠な生産資材について、第4. I に「輸入依存度の高い窒素、リン酸、カリウムといった肥料成分の国内資源の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図る」こととしています。また、稲、麦、大豆の種子については、国内産の需要量の全量が国内で生産・供給されており、この維持を図ってまいります。</p>
<p><b>肥料</b></p>	
<p>下水汚泥の利用に当たっては安全性を検証すべき。</p>	<p>下水汚泥を含む国内資源の肥料利用については、第4. I. 2. (5) . ①. イに「新たな規格なども活用して品質や安全性を確保しつつ、生産現場で使いやすく効率的な散布が可能なペレットや複合肥料等に加工するために必要な機械・施設の整備等に必要な支援を行う」と記載しております。</p>
<p>化学肥料の使用を減らす方針には賛成だが、一方で「下水汚泥肥料」を推進するのは不安しかない。</p>	
<p>下水汚泥は貴重な資源であることの認識で、チッ素等成分のみを汚泥から効率的に回収する技術力を高めることを進めてほしい。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>下水汚泥には PFAS が含まれていることが今、世界的にも明らかになってきている。日本の実態調査や規制、禁止等はまだ途上であるが、肥料等に下水汚泥資源を活用するのは全国の農地に PFAS 汚染をばら撒くことになり害しかない。即刻に見直し、中止をすることを求める。</p>	<p>汚泥肥料中の PFAS については、これまでに、含有濃度の調査を実施し、その結果を令和 6 年 4 月に公表しました。</p> <p>調査結果のうち、最も高い濃度を示した汚泥肥料を長期間連用したほ場で生産された農作物を毎日食べ続けるなど、現在得られている知見を基に保守的に試算しても、食品安全委員会が設定した人の健康影響に係る指標値を超過することはないと考えられます。</p> <p>なお、汚泥肥料の施用による土壌への影響など、引き続き、PFAS に係る知見の蓄積を進め、その結果を基に、関係する省庁と連携して対応を検討してまいります。</p>
<b>農薬</b>	
<p>農薬の登録基準についても再評価制度については、消費者の健康を守るという観点から、農薬製造者及び関係者と距離を置いて、運用を検討する必要がある。公平中立な運用が求められる。</p>	<p>農薬は、安全が確保されていることが最も重要であり、関係府省と連携して、人の健康や環境に対する安全性を確認した上で、使用を認めています。農薬の再評価制度は、農薬の安全性を一層向上させるために導入されたものであり、従来の農薬登録よりも多くの試験結果や膨大な公表文献に基づき、専門家の意見を丁寧に聞きながら、科学的に審査を進めているところです。</p> <p>特に公表文献については、リスク評価機関等で審議に活用する公表文献の網羅性をさらに高める観点から、農薬登録を受けた者から提出され、農林水産省が確認した公表文献に関する報告書に掲載されている情報の他に、公表文献に関する情報を広く募集する仕組みを設けています。</p> <p>今後とも、関係府省と連携し、再評価制度の適切な運用に取り組んでまいります。</p>
<b>種苗</b>	
<p>種子の国産化を推進すべき。</p>	<p>稲、麦、大豆の種子については、「稲、麦、大豆の国産種子需要に対する供給率」を KPI として設定し、2030 年（年度）に 100%（現状維持）となるよう取り組んでまいります。このため、第 4. I. 2. (5) .③に</p>
<p>種子の国産化は、米などあげられている品目のほかにも、各種の野菜や飼料用のトウモロコシなども自給すべき。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>米、大豆、小麦の国産化を促進することに賛意を送るが、米以外の大豆、小麦は自給率が低く、輸入に頼っているため、あまり効果がない。国産の種子による自給率を上げる施策が必要。</p>	<p>「官民、府県間・種子産地間の効率的な種子供給体制の仕組みを強化するとともに、生産者に対する省力化技術・機械の導入や、品質を担保する産地の調製施設の整備を推進する」と記載しております。</p>
<p>今般、全世界が気候危機の危険に晒されており、地域紛争や戦争、コロナ禍のような状況で渡航できず海外種子生産の管理ができないリスク等を鑑みると、国内の種苗農家支援が不可欠。そのようなリスク分散を求める。</p>	<p>野菜の種子については、第4. I. 2. (5) .③に「野菜種子は、国内流通の約9割が国外で生産されているが、国内市場のニーズに即した良質な種子を安定的に供給するため、日本の種苗会社が日本向けの品種を国内で開発し、原種を保存するとともに、北半球・南半球の複数国の採種適地にリスク分散して生産しているものである。さらに、国内に約1年分が備蓄されており、国内に安定供給する構造が確立されている」こと、</p>
<p>野菜のタネの自給率については100%の目標ではないというのはどうか。タネの多国籍企業にタネが独占されるようなことがあっては、本当に食料生産が干上ってしまう。「稼げる農業」以前に、まずは国民を飢えさせない農業を考えていただきたい。</p>	<p>と、その上で、国外では気候変動による採種適地の変化、国内では採種農家の高齢化といった課題があることを踏まえ、「多種多様な野菜種子それぞれに適した自然環境、労働力等の条件を備えた採種地の新規開拓を、北半球・南半球の複数国でリスク分散しつつ推進するとともに、手間と時間のかかる交配作業等を省力化できる技術の開発と現場への導入及び種子の長期保管・保存に向けた技術の開発と現場への導入を図る」と記載しており、引き続き野菜種子の安定供給体制がより盤石なものとなるよう取り組んでまいります。</p>
<p>食料自給の中でも、これまで農水省は種苗の自給率を問題にしてこなかった。それが今回の基本計画ではそれに言及されるに至ったことは評価できるが、残念ながら掲げられたKPIは稲・麦・大豆に限られている。そして、それらはすでに100%で達成済みとしている。しかし、その認識は疑わしい。麦・大豆自身の自給率はきわめて低く、またなぜ飼料として重要なトウモロコシが、その対象に含まれないのか、また野菜の種子は9割が海外生産であり、それを排除していることの合理的な根拠が不明である。</p> <p>民間企業が安いところで種子を作るということを妨げることはできないことは理解できるが、一方で、気候危機、社会紛争の高まりを考えれば、国内で十分生産できる基盤整備を進めることは不可欠のはずであり、それに向けた施策が何もないのは大きな欠陥である。種採り農家の支援施策は早急に取り組むべきである。</p>	<p>飼料作物の種子については、野菜種子と同様、国内で開発した品種を含め、北半球・南半球の複数国の採種地でリスク分散して生産しております。また、不測時に備え、国内で一定量備蓄されているところであり、引き続き安定供給に向け取り組んでまいります。なお、地域別（アジア、欧州、北米等）の飼料作物種子の輸入割合を、安定供給に係る参考指標として毎年調査・公表してまいります。</p>
<p>種の自給をサポート（国としては腰が重いようだが）を地方自治体にするなど、種の政策が欠かせない。</p>	
<p>米、大豆、麦だけでなく、全ての作物の種の自給を目指してほしい。F1種子ばかりで、尚且つ輸入では、有事の際には農業が継続できない可能性がある。</p>	
<p>食料自給率を上げるため、日本の農家を守るように外国から種を買うことはしないでほしい。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>種子の自家採種や在来種の保護に関する記述がある。遺伝資源の多様性を守り、農家の自立性を高めるためにも、これらの取り組みを強化すべき。</p>	
<p>種苗政策では、野菜種子を9割も海外に依存するのは危険すぎる（戦争やコロナ禍で海外生産管理できなかった）。国内の種苗農家支援が必要。</p>	
<p>食料安全保障を謳うのであれば、何よりも食料自給の基本となる種子の自給に真剣に取り組むことを希望する。</p>	
<p>農業を守ること、また原種の種子を守り育てる人材の確保は国防につながる。家庭菜園含め、全ての農家の人達の補助、また種の各家庭での採取、保管、そして何より、海外へ種子が出て行かないための法律の制定、ぜひ日本の国を守るために動いてほしい。</p>	
<p>農業にとって、タネ（種苗）は生命線である。でも、この計画では「稲・麦・大豆」の自給率についてしか触れられていない。それ以外の作物については、どう考えられているのか。日本の野菜の種の9割は海外に頼っている。もし世界情勢が不安定になって輸入が止まったら、私たちはどうするのか。こうしたリスクを考えれば、国内での種子生産をもっと増やしていく必要。</p>	
<p>種採り農家の支援施策は早急に取り組むべき。</p>	
<p>野菜のタネは、ほとんどが外国産になっており、国内生産、在来の地域のタネを守る政策を取り入れ、本当の食料自給率を上げるべき。</p>	
<p>野菜の種子の約9割を海外産に依存している。国内の固定種、在来種を守るために予算をつけ、種取農家支援をしてほしい。</p>	
<p>不測時における食料供給の確保</p>	
<p>食料供給に関して、平時から、いつ不測の事態に陥ってもよいように対応すべき。</p>	<p>第1に記載しておりますように、「我が国の食料供給」は、国内の農業生産の増大を基本とし、これと併せて、国内生産だけでは賅えない食料の安定的な輸入の確保、凶作や輸入の途絶等の不測の事態に備えた備蓄を図ることにより行われる」ものと考えており、「農地、人や生産資材等の資源を確保し、それらと、農業生産基盤の整備・保全、先端的技術</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	<p>の開発・普及とが効率的に組み合わせられた農業構造へ転換し、土地生産性及び労働生産性を向上させることにより、「食料自給力を確保」してまいります。</p> <p>その上で、第4. I. 6に記載しておりますように、「不測時における対策を効率的かつ効果的に行うことができるよう、平時からの対策として、国内外食料需給等に関する情報収集・分析、食料や生産資材の民間在庫の調査・把握等を通じた官民合わせた総合的な備蓄の推進、食料供給が不足する事態を想定した演習の定期的な実施など、不測時に備えた取組を推進」してまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<b>II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）</b>	
<p>子供食堂が増えて飢餓国の認定を受け始めているのになぜ農産物を自給に回さず輸出しているのか。</p>	<p>農林水産物・食品の生産額に対する輸出額の割合は現状2%程度であり、国内の人口減少が進む中で、国内への供給に加え、輸出を通じた「稼ぎ」により、農業・食品産業の発展を図ることが重要と考えています。このため、第1（食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針）において「今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の「輸出の促進」等により、海外から稼ぐ力を強化することで、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料供給能力を確保する」と記載しております。</p> <p>また、米の輸出については、今後、海外で米の需要拡大が見込まれる中、不測時において米を国内向けに安定供給するための平時のバッファーとして、水田面積を確保する等の役割も期待されることから、その拡大を図っていくことは重要と考えております。</p>
<p>国内のコメ生産ができていないのになぜ、輸出拡大か、自給率向上が最重要である。大事なのは輸出拡大ではない。</p>	
<p>輸出に力を入れろと言っているが、国内で米が足りていないのに、「輸出用」に力を入れている場合ではない。</p>	
<p>インバウンドによる食関連消費拡大とあるが、国内で米不足であり、飢えている人もいるのに、売ることを優先させるのは問題。まず安定的な食料供給を目指すべき。</p>	
<p>国産の農産物の輸出で外資を稼ぐと記載されているが、輸出で稼ぐよりも自国での供給を強化すべき。</p>	
<p>国内の米価高騰、世界情勢の更なる安定化という外部環境を鑑みて、人口減少に備える必要はあるにせよ、輸出の強化より先に国内での安定供給を優先すべき。</p>	
<p>「輸出の促進」が大きな柱となっていることに違和感がある。ただでさえ自給率が低く国内の農産物の生産体制が脆弱であるのに輸出を進めて行こうとするのは疑問。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>輸出よりもまず先に考えねばならないのは、国内の農業の担い手をいかに育成し、自給率を上げていくかではないか。</p>	
<p>輸出用作物が高く売れるとなれば、収益を上げようと思えば当然、農家は海外へ農産品を売り、それによって日本国内で出回る食料は減り、価格も高騰するのではないか。原材料高騰により加工食品の価格も更に上がると考えられる。</p>	
<p>日本の食糧自給率が低いのに、海外への輸出に目を向けるのには反対。まずは輸入に頼らない農業、自給率100%を超えてから検討されるべき。</p>	
<p>米が市場で安く買えない現状を放置して海外へ輸出するなどもってのほかである。</p>	
<p>国内流通よりも輸出を重視した計画は現実的ではないと思う。</p>	
<p>日本の農産物は品質が高い一方で生産コストが高く、国際市場での競争力が低い現状がある。無理に輸出拡大を進めると、国内市場向けの供給が減少し、結果として国内の消費者が高価格で購入せざるを得なくなる懸念がある。また、貿易摩擦や国際情勢の変動により輸出が制限された場合、農家の経営が大きな打撃を受ける可能性がある。</p>	
<p>国内自給率が上がらない中、輸入に頼りすぎているから国内生産を増やしているはずなのに、結局国内に残らず、輸出されてしまう。インバウンドの需要もあるので今後消費量は横ばいまたは増えていくのに、国内の需要と供給のバランスを見ると、輸出をたくさんしたいこの提案は賛成できない。</p>	
<p>現状の米価が高騰している状況を認識しているはずの政府・農林水産省は、本基本計画（案）で米輸出量を2023年の4.4万tから2030年に39.6万tへと9倍に増加させることを計画しているが、国民の主食である米の安価で安定的な供給（備蓄米の量を増やすことを含め）を目指すよりも、輸出拡大により金を稼ぐことが優先目標になっているのではないかと、思わざるを得ない。米の需給状況を見ながら、政府・農林水産省として、国民のことを第一とする柔軟かつ臨機応変の対応ができる政策の実行をお願いしたい。</p>	
<p>輸出は、国内の需要を大幅に上回るもののみでお願いしたい。海外で日本の米が売</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>られているという情報が入って来るが、農業をビジネス化していることが原因ではないかと推測する。公式でも食料自給率(たしか)38%となっているため、輸出云々の計画は、食料自給率が100%になってからにしてほしい。</p>	
<p>国際競争力の強化は、日本の農業・食品産業の持続的発展と食料安全保障の確保に不可欠であり、より戦略的かつ具体的な施策を盛り込む必要。</p>	<p>人口減少下においても、農業生産基盤や食品産業の事業基盤の維持・強化を図るためには、農業者及び食品事業者の収益性の向上に資するよう、今後成長する海外の食市場を取り込み、農林水産物・食品の輸出の促進を図ることが重要と考えています。このため、マーケットイン・マーケットメイクの観点からの新たな輸出先の開拓、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進するとともに、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大を推進し、これらを通じて農業・食品産業の国際競争力の強化を図ってまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>Ⅲ 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム</p>	
<p>食品アクセス</p>	
<p>高齢者等を中心に、食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる「買物困難者」）への対策を実施している市町村の割合は、2024年度の89%から2030年度には90%となる目標が設定されている。しかし、現状からわずか1%の増加を目標とするに留まっており、食料調達困難は生活の困難に直結するため、100%を目指すべき。経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村の割合についても、同様の理由から100%を目標とすべき。</p>	<p>国として食料の総量を確保するだけでなく、国民一人一人の食料安全保障を確保するため、物理的アクセス及び経済的アクセスの問題に平時から取り組むことが必要です。これに加えて、食料供給が不足するなどの不測時においても、必要な熱量や栄養面も考慮した食品アクセスを確保できるよう対策を講じることにより、国民一人一人の食料安全保障の確保を図ることとしています。</p>
<p>物理的アクセスの確保について、目標を90%から100%にあげてほしい。これは状態的な買物困難者に対応するだけでなく、病気、育児、看護などの一時的な困難者も容易にアクセス出来る仕組みの構築がひいては少子化対策や福祉の充実に繋がると考える。</p> <p>経済的アクセスの確保について、こども食堂や寄付などによる食料提供だけではな</p>	<p>物理的アクセスに関する「高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便を感じる者（いわゆる買物困難者）への対策の取組が行われている市町村割合」につきましては、対策の検討段階にある市町村の存在等も考慮して2030年度に90%というKPIを設定したところであり、この水準を維持しながら各市町村の対策を充実させていくことで、食品アクセス</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>く、自らの意思で選択、購入できる経済的支援が根本にあることが「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものであると考える。農林水産省だけではなく、関係省庁との連携のうえでこれを実現する計画の立案をお願いしたい。</p>	<p>の確保という目標に取り組んでいく考えです。</p>
<p>米価格も高騰しているなか、今と同じような食へのアクセスができなくなるのではないかという不安が強い。米価格の安定を強く望むとともに、日本の市民が平等に食へのアクセスが可能となるような政策を求める。</p>	<p>経済的アクセスに関する「経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合」につきましては、現在の市町村の取組状況を前提に各種支援策の波及効果を考慮して2030年度に80%というKPIを設定したところであり、これを目指して、関係省庁と連携して各市町村の取組を後押ししていくことで、食品アクセスの確保という目標に取り組んでいく考えです。</p>
合理的な価格形成	
<p>合理的な価格形成に関して、消費者は「理解」する存在ではなく、意見を言うアクターとして参加できるようにすべき。</p>	<p>第4.Ⅲ.3に「将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産・加工・流通・小売・消費等の食料システムの幅広い関係者の合意の下で、コストを考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある」、「コストの見える化や、生産等の現場の実情、コスト高騰の背景等をわかりやすく伝えるための情報発信等を行い、生産性向上と、消費者をはじめとする関係者の理解醸成を図る」、「賃上げを通じた消費者の購買力の確保を図る」と記載しております。</p>
<p>農作物が適正な価格で取引されるための整備を早急をお願いしたい。</p>	
<p>一般市民が苦勞することなく買える価格設定を維持できるよう対策を打っていただけると助かる。</p>	
食品安全	
<p>安全な食料を流通するべき。</p>	<p>第4.Ⅲ.4.(1)に「食料の安定供給に際し、その安全性を確保することは、国の重要な責務の一つである。このため、「後始末より未然防止」の考え方を基本に、農林水産省をはじめ関係府省庁が一体となって食品の安全性の維持・向上に取り組み、科学的知見によるリスク評価に基づくリスク管理により健康被害の未然防止を図ることが重要」と記載しており、引き続き関係府省庁と連携して食品安全の確保に取り組んでまいります。</p>
食品表示	
<p>製造地表示ではなく、原料原産地表示を行うべき。</p>	<p>加工食品の原料原産地表示制度については、輸入品を除く全ての加工食品について、重量割合上位1位の原材料に、当該原材料が生鮮食品の</p>
<p>消費者は製造地が知りたいのではなく、原産地が知りたい。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>食品表示について、「国内製造」は消費者の知る権利、選択する権利を奪っている。表示のないゲノム編集、表示できない遺伝子組み換えも、同様。米国の言いなりにばかりならない。原料は、原産地表示にしてほしい。</p>	<p>場合は原産地、加工食品の場合は製造地の表示をそれぞれ義務付けています。重量割合上位1位の原材料が加工食品の場合、原産地として製造された地名を表示することを基本としている趣旨は、その原材料となった加工食品の製造に使用されている原材料の調達先が変わることや、当該加工食品の生鮮原材料まで遡って産地を特定することが困難なことによるものです。なお、加工食品の原材料であっても、客観的に確認できる場合には、生鮮原材料の原産地まで遡って表示することは可能としています。</p> <p>ゲノム編集技術応用食品については、ゲノム編集技術を用いたものか、従来の育種技術を用いたものかを判別するための実効的な検査法の確立が現時点の科学的知見では困難であり、表示監視における科学的な検証が困難であること等の課題があることから、罰則を伴う表示の義務付けは行っていません。なお、国内では、遺伝子組換え食品に該当しないもので、消費者庁に届出され、市場に流通しているものについては、食品表示基準による表示の義務はないものの、ゲノム編集技術を利用したことについて、消費者に対する情報提供に自発的に取り組んでいただいている状況です。</p> <p>遺伝子組換え食品については、安全性審査を経たもののみが国内流通可能となっており、遺伝子組換え義務表示の対象は、流通が認められた9農産物と、それらを原料とし、組み換えられたDNA等が最終製品から検出でき、科学的検証が可能な33加工食品としています。なお、組み換えられたDNA等が最終製品から検出できないしょうゆや食用油等については、組換え技術を用いた原料を使用しているかどうかを事後的に判別することが現時点での科学的知見では困難であり、表示監視における科学的検証が困難であるため、義務表示の対象としていません。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮	
農業生産活動における環境負荷の低減	
<p>気候変動は農業生産に直接的な影響を与え、食料安全保障を脅かす大きな要因となっているが、現行の基本計画案では、この課題に対する具体的な対策が十分に示されていない。適応策としては、高温耐性品種の開発・普及、栽培技術の改良、農業用ハウスの高度化、農地の排水対策の強化などをより具体的に盛り込むべき。緩和策としては、農業分野からの温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを強化する必要がある。</p>	<p>適応策については、第4. IV. 1. (2) .①.ウ 気候変動に適応するための技術・品種の開発・普及に、「生産安定技術の開発や、高温耐性や病害虫抵抗性等を有する品種の開発、品種や品目の転換を含めた対応技術の開発・普及、扇風機や細霧装置等の暑熱対策の導入等を推進するとともに、気候変動への適応に係る優良事例を発信する」と記載しており、具体的な取組を進めてまいります。</p> <p>また、緩和策についても、温室効果ガス削減量として、2013年度比で1,176万t-CO<sub>2</sub>の削減を目標として設定し、第4. IV. 1. (2) .①.アに「燃料燃焼による二酸化炭素排出削減対策」、イに「農地や畜産由来の温室効果ガス排出削減対策・吸収源対策」を記載しているほか、第4. I. 1. (2) .①.イ. (iii) 環境負荷の低減に向けた対応など品目別にも記載しております。</p>
<p>肥料に頼らず、環境にもやさしい栽培方法を国が推奨してほしい。</p>	<p>第4. IV. 1. (2) .②.アに「化学肥料については、これまでの取組を引き続き進めるとともに、土壌状態や作物の生育状態等のリモートセンシングデータを活用したスマート施肥システム等による適正施肥などの技術導入や、化学肥料低減に資する新たなスマート農業技術の開発・普及等を推進する」と記載するとともに、第4. I. 2. (5) .①.ア 化学肥料の使用量低減等にも記載しております。</p> <p>また、化学肥料の使用量低減など、環境負荷を低減して生産された農産物・食品が消費者に選択されることにより、取組が定着するよう、第4. IV. 2. (4) 環境負荷低減の取組の「見える化」についても記載しております。</p>
<p>化学肥料の使用を減らしていくという方針がみどりの食料システム戦略で打ち出され、この基本計画にも表現されているのは重要だと考える。</p>	

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>有機農業を基本とした農業政策が持続可能性の観点からも必至。</p>	<p>有機農業については、「有機農業の取組面積」「有機農業の産地づくりに取り組む市町村数」「有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合」をKPIとして設定した上で、第4.Ⅳ.1.(2).②.イに「団地化を進め産地育成を図る観点から、地域計画と連携し、オーガニックビレッジの横展開や、みどりの食料システム法に基づく有機農業のモデル区域の設定等、有機農業の産地づくりに取り組む市町村の拡大を図る。また、産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図る」と記載しており、施策を推進してまいります。</p>
<p>有機農業は、手間はかかるがヒトと地球に優しい。農業政策の柱にしてほしい。</p>	
<p>国外の食糧事情に今ほど影響を受けず、生物多様性にも貢献でき、自給率の低い麦や大豆・一部侵されてしまうがほぼ100%の米以外の種子も守り、就農者の減少や高齢化にも対応でき、サステナブルでエシカルで、この恵まれた日本という土地に向けた方法である有機農業を推進すべき。</p>	
<p>農薬や化学肥料への依存度が高すぎる。これらは土壌や生態系、人体への悪影響が懸念されます。持続可能な農業を実現するためには、化学物質への依存を減らし、自然と調和した農法を推進する必要がある。具体的には、有機農業や自然農法への転換を積極的に支援すべき。</p>	
<p>農薬を使わずに育てられた野菜や、添加物を使わない食品の推奨について考えてほしい。農薬を使わない農家さんをもっと増やす取り組みを考えてほしい。</p>	
<p>「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」に関しては、日本とドイツ以外先進国で環境問題に積極的に取り組んでいないので、日本も取り組みをやめた方が良いと思う。環境分野に投資していた分を農機具や休田地の再開発費用に充ててもらいたい。</p>	<p>気候変動によるリスクが顕在化する中、食料システムを持続可能なものとするためには、食料供給が環境に負荷を与える側面にも着目し、農業者、食品事業者、消費者等の関係者・団体の理解と相互連携の下、温室効果ガスの排出削減や生物多様性の保全、地域資源の有効利用等に配慮した食料生産や、それら食料の流通・消費などを通じた、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進することが必要と考えております。</p>
<p>早急に有機種苗の生産拡大に向けた実効ある施策を立てることが不可欠。</p>	<p>種苗生産に必要な機械や施設等の整備への支援を行っております。</p>
<p>環境負荷の少ない農業の推進には賛同しますが、有機農業やスマート農業の導入には莫大な設備投資が必要であり、多くの農家にとって大きな負担となります。特に小規模農家は資金力の不足により新技術の導入が困難であり、結果として農家間の格差が広がる恐れがあります。また、政府の支援策の具体的な内容が不透明であり、農家</p>	<p>有機農業については、有機農業へ移行した当初の農地では単収が低く不安定であることや、技術の体系化や指導体制の構築が不十分であるため、有機農業への転換を希望する農業者が取り組みやすい環境を整備することが重要と考えています。このため、第4.Ⅳ.1.(2).②.イに</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>が安心して新たな取り組みを進められる環境が整っているとは言えません。</p>	<p>「産地で指導的な役割を果たす有機農業者の育成を図るとともに、農業者への直接的な支援として、環境保全型農業直接支払制度において、2025年度から、単収が低く不安定な移行期の重点支援を図る」こと等を記載しております。</p> <p>スマート農業技術については、導入コストや当該技術を農業経営に有効に活用するための専門知識の習得の必要性等を踏まえると、専門作業の受注等を行う農業支援サービスの活用が有効であることから、第4. I. 2. (4) . ②. ウに「生産現場におけるスマート農業技術の活用については、多様な地域課題に対応したスマート農業技術の開発・供給を推進するとともに、立ち上げの促進や収益性を確保し得る事業モデルの創出等を通じて農業支援サービス事業者の育成・確保を推進する。くわえて、共同購入等を通じた良質かつ低廉な農業機械の供給を引き続き推進しつつ、農業機械の利用面では、農業支援サービス事業の活用を通じて農業機械の所有からの利用への転換を進めることにより、農業機械コストの低減を推進する」と記載しております。</p>
<p>「生物多様性の保全」が実施方針に明記されたものの、具体的な施策がほとんど記載されていないことにより、「生物多様性の保全」は絵に描いた餅になってしまう。生物多様性の保全の目標およびKPIを明記することが必要。</p>	<p>第4. IV. 1. (2) . ②に「環境と調和のとれた食料システムの確立に向けては、気候変動対策と併せて、生物多様性の保全を図ることが重要」、「農林水産省生物多様性戦略（令和5年3月改定）に基づき、生物多様性保全を重視した農業生産や技術開発、冬期湛水等のネイチャーポジティブに資する取組を、環境負荷低減の取組の「見える化」等も活用しつつ着実に進める」と記載しております。</p> <p>また、生物多様性の保全に関するKPIについては、現時点で評価可能な指標として、「化学農薬使用量（リスク換算）の低減」「化学肥料使用量の低減」「有機農業の取組面積」「有機農業の産地づくりに取り組む市町村数」「有機農業の技術指導体制が構築されている都道府県の割合」を設定しております。</p>
<p>生態系を守り、その力を引き出すことは結局はもっとも効率のいい食料政策につながるわけで、知財権や市場競争に過度に偏った基本計画では、むしろこの気候危機、生物絶滅危機の時代は乗り切れない。</p>	
<p>環境に配慮した持続可能な農業のため、工業型農業から、生態系を守る農業へと転換すべき。生態系を守る農業なら二酸化炭素を吸収することにもなる。</p>	
<p>メタン発生抑制のために水田の中干し延長が推奨されている。しかし、中干し延長</p>	<p>第4. I. 1. (2) . ①. イ. (iii)に「収量低下や生物多様性保全に留</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>は生物多様性への悪影響が強く、結果としては気候危機を促進することとなる。また、中干し延長によってメタンを抑制することで、より温暖化効果の高い一酸化二窒素などが発生するという報告もある。水田から発生するメタンに関しては地域差や水田環境によって大きく異なる。そのことを踏まえ、全国どこでも同じシステムを推奨することはミスリードとなる。どのような条件でメタンが発生するのか、どのような方法が効果的なのか、温暖化対策だけの視点ではなく、生物多様性の観点からもあわせて検討すべき。</p>	<p>意の上、J-クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組やその他のメタン削減技術の開発・利用を進める。」と記載しているとおり、水稲栽培におけるメタン排出削減の取組については、生物多様性保全に留意しつつ推進することが重要と考えており、引き続き現場への周知を図ってまいります。</p>
<p>気候変動対策と生物多様性保全の間にはトレードオフの関係にあるものがあり、カエル類の変態やヤゴの生育を阻害する中干し延長、二番穂など越冬期のガンカモ類やツル類の食物を地中に埋没させる秋耕などがその例として挙げられる。このようなトレードオフを回避し、シナジーを高めるには、本来、環境負荷低減手法に関する検討や先日開催された基本計画の地域説明会などに、生物多様性保全に関する者にヒアリングする必要がある。</p>	
<p>食品産業・消費における環境負荷の低減</p>	
<p>食品ロス削減や地産地消を推進すべき。</p>	<p>食品ロスの削減に向けては、「事業系食品ロスの削減率（2000年度比）」をKPIとして設定し、第4.Ⅳ.2.（2）に「事業系食品ロスの発生抑制の取組に向けて、納品期限の緩和などの商慣習の見直し徹底、外食における食べきり等を推進するとともに、食品企業側の食品寄附時の負担軽減のため物流事業者等関連事業者との連携を促進する。その際、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直しを各業界団体等に周知し、早期の対応を促進する。さらに、食品事業者による食品ロスの発生抑制等の取組の見える化や、それを適正に評価する仕組みを構築する」と記載しております。</p> <p>また、地産地消については、農業の生産現場に対する国民の理解を深める等の観点から重要と考えています。このため、第4.Ⅵ.1.（3）に「生産者と消費者との結び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	等の情報を発信する」と記載しております。
農業用プラスチックによる汚染への対応を進めるべき。	第4.Ⅳ.1.(2).②.ウに「プラスチックは、農業現場においても、農業フィルム、肥料袋、農薬容器や被覆肥料等に広く使用されて」おり、「海洋等の環境中のプラスチック汚染問題への国際的な関心が高まる中」、「農業由来廃プラスチックの適正処理体制の強化、生分解性プラスチック資材やプラスチック代替資材の利用拡大、プラスチック被覆肥料の代替技術の開発・普及等を推進する」と記載しております。
プラスチック資材の削減目標と具体的な削減につながる規制が必要である。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
V 農村の振興	
多様な人材が農村に関わる機会の創出	
農村地域の活性化を目指すとしてされているが、人口減少と過疎化が進行しており、特に若者の流出が深刻。農業だけでなく、地域経済の多様化を図るための具体的な施策が示されておらず、地域振興の実現可能性が低いと言わざるを得ない。また、農村のインフラ維持には多額の費用が必要ですが、地方自治体の財政難が続く中で持続的な支援が確保されるか不透明。農村地域の経済基盤の脆弱性を考慮した長期的な対策が必要ですが、本計画ではその点が十分に考慮されていない。	第4.Ⅴ.2.(1)に「6次産業化、農泊、農福連携など、農村の地域資源をフル活用し他分野との連携を更に推進することで付加価値のある内発型の新事業を創出する」と記載しており、地域の創意工夫による多様な取組を推進しています。 また、地方自治体の財政難が続く中での持続的な支援については、基本計画には記載していないものの、個々の施策ごとに地方自治体の負担軽減に向けて引き続き取り組んでまいります。
農福連携について、現場での適切な就労環境整備がなされているか経時的な調査が必要ではないか。	第4.Ⅴ.2.(3)に「障害者等が働きやすい生産施設、障害に配慮したトイレや休憩施設、バリアフリー化の整備などの支援を行う。」と記載しており、農福連携の現場で、適切な就労環境整備が行われているかどうか、必要に応じて実態把握を行ってまいります。
人口減少を前提としているが、農村を変えることで若い層が増え人口が増えた自治体もある。若年層が農業を選びやすい仕組みを強化することで人口増につなげられる	基本計画には、第4.Ⅴの「農村振興」において、若者を含めた農村関係人口の拡大に向けた取組について記載するとともに、第4.Ⅰ.2.

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>ような、少子化対策と農業振興をリンクした取り組みを盛り込むべき。</p>	<p>(2)「サステナブルな農業構造への転換に向けた具体的取組」において、農業教育の充実等を通じた農業内外からの幅広い新規就農者の育成・確保に向けた総合的な支援等の推進について記載しています。</p>
<p>鳥獣被害対策</p>	
<p>鳥獣被害対策を推進すべき。</p> <p>いのしし、鹿など、獣害対策として、国の食料自給率を増加させるためには、獣害対策は必須。</p>	<p>第4.Vの前文に「鳥獣被害は、農作物への被害に加え、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、更には、希少植物の食害等の被害をもたらしており、広域的で効果的・効率的な対策、ジビエ利用に係る捕獲から消費までの各段階の課題に応じた対策が必要」と記載し、第4.V.6に「鳥獣被害防止対策の推進」及び「ジビエ利用の拡大」に関する具体的な施策を記載しております。</p>
<p>市民農園</p>	
<p>自治体が積極的に遊休地の市民農園化を推進し、個人が農業を始めやすい環境を整備していただけるよう、検討をお願いしたい。</p>	<p>各自治体が遊休地等を活用して市民農園等の開設を推進していくことは、栽培体験等を通じ、消費者が身近に農と触れ合うことにより、農産物や農業に対する関心や理解の醸成に寄与することになります。このため、第4.V.8.(2)に「都市農地を活用した農業体験に加え、滞在型市民農園などの市民農園や体験農園の整備を促進する」と記載しております。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>VI 国民理解の醸成</p>	
<p>食育の推進</p>	
<p>学校教育における農業体験学習、食品表示の理解促進のための消費者教育の強化、メディアでの宣伝、食文化の継承や、地域の農産物を活用した郷土料理の普及活動なども重要。さらに、栄養バランスが取れた日本型食生活の推進や、食品ロス削減の啓発活動なども、食育として強化すべき。</p> <p>学校では黙食や席を離す配置、前向き給食などの感染対策として近年始められた食</p>	<p>第4.VI.1.(1)では、「関係省庁が連携して、学校と地域の連携・協力関係を強化し、学校給食における地場産物や有機農産物の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会を充実させる」こと、同(2)では、「若者、高齢者</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
<p>育を無視した給食が残っていることに危機感を覚える。楽しく、おいしく給食が食べられるように、食事の大切さに注目してほしい。</p>	<p>等各世代の健全な食生活の実現に向けた課題を整理し、認識の共有を図るとともに、消費者に直接働き掛ける食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への食育等を推進すること、同（３）では、「生産者の努力を実感し、国民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組を強化する。また、生産者と消費者との結び付きの強化、国産農産物の消費拡大、環境への負荷の低減等に寄与する地産地消について、地域の実情に応じた取組等の情報を発信する。さらに、関係省庁が密に連携し、「子供の農山漁村体験」に関する優良事例の分野横断での共有を図るほか、宿泊体験活動の講師等の活用による教職員の負担軽減や、近隣市町村の連携促進、民間企業等の参画促進による持続的な受入体制の強化など、送り側及び受入側双方を支援する」と記載しており、皆様からいただいたご意見も踏まえつつ、引き続き、関係省庁と連携して食育の推進を図ってまいります。</p>
<p>学校給食での地場産物の利用率向上、直売所の整備支援、地域の食文化を相談した商品開発支援など、具体的な問題を盛り込むべき。</p>	
<p>子どもたちの未来のために、「オーガニック学校給食」を全国に広め、安全で美味しい食事を通して、笑顔溢れる食卓を届けてほしい。</p>	
<p>学校給食の有機化は、農家との交流、農作業体験、学校農園などを通して、子どもたちをはじめその家族に農のもつ魅力や地域の農業振興、有機農業拡大の意義を知らせることにつながる。農業への国民理解の醸成のためにも、学校給食の有機化の施策を重視すべき。</p>	
<p>学校給食や公的施設等の食堂での有機農産物の活用等、産地と消費地が連携した取組の拡大に賛成する。</p>	
<p>消費者の行動変容</p>	
<p>持続可能な食料システムを支えるには、消費者の理解と行動変容が不可欠だが、十分な啓発ができるか不透明。</p>	<p>食品サプライチェーンの高度化等を背景に、消費者が農林水産業との接点を持つ機会が少なく、生産現場や食を身近に感じる機会は限られている状況にある中、食料供給の不安定化リスクが近年高まっていることを踏まえれば、国民一人一人が平時から、適切な選択、消費行動を行うことができるような消費面での取組が必要と考えています。このため、第４．VI．４に「消費者の行動変容の促進に当たっては、消費者だけでなく、生産者、食品事業者など食料システムの全ての関係者・関係団体や行政においても、食料の持続的な供給を図り、健全な食生活を支えるよう、従来の取組からの転換も含めた主体的な取組を進める。消費者の全世代をターゲットとし、生産者から消費者までの食料システムを支えるあらゆる関係者を巻き込みながら、食と農を取り巻く新たな情勢や、改</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	正基本法や食料供給困難事態対策法等の理解醸成を図る」と記載しており、消費者の理解と行動変容が図られるよう取り組んでまいります。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
VII 自然災害への対応	
<p>気候変動等による災害に対する復旧支援体制の整備など、リスク管理の強化をすべき。</p>	<p>第4.VII.3.(1)に、能登半島地震等を踏まえた初動対応等の体制強化のため、被害状況把握と応急復旧や、食料支援の充実と食品流通の回復に関し、MAFF-SATの実行体制強化、地方公共団体や関係団体等との連携強化に努めるとともに、外食、食品企業団体、企業等との連携体制の整備・充実を推進する旨記載しており、リスク管理の強化に努めているところであります。</p> <p>また、第4.VII.4.(1)に「自然災害の発生時は、被害の規模や広がり、影響度合いを見ながら、地方公共団体と連携して、早期の営農再開に向け必要な支援策を講じるとともに、被害状況調査や災害復旧にかかる地方公共団体、農業団体や農業者等との打合せ等の場において、支援制度や申請手続等の周知に努め」る旨記載しており、被災地域における農業分野の生業再建を支援してまいります。</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第5 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	
DXの推進	
<p>農業におけるDXの推進に関しては、技術を使いこなせる人材の育成を含め、より具体的かつ包括的な推進策を盛り込むべき。</p>	<p>第5.1.(1)に「食料システム全体の生産性の向上に向け、生産現場におけるスマート農業技術の活用や食品産業における生産・流通の効率化に加え、生産から消費までの情報伝達や農林水産行政におけるデジタル技術の活用など、食料システムのあらゆる場面でのDXを推進する。また、スマート農業技術の実装によりDXをリードする、デジタル技術や</p>

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	データ活用に対する高いリテラシーを持つデジタル人材を育成する」と記載しており、その具体化を図ってまいります。
DX（デジタルトランスフォーメーション）というならPDFで文書を読ませるのをやめるべき。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
統計データの持続的な把握と利活用の高度化	
正確な現状把握を行うため、統計に関わる職員を確保すべき。	第5.2に「人工衛星データやAI等の新技術の導入を推進するほか、民間事業者の人材や能力を活用した業務の効率化・外部化を進める」、「生産コストや収穫量など現場での把握が必要で難易度の高い調査については、職員に加え農業関係者を中心とした地域の専門調査員が担っているが、持続的なデータ把握のため、地域おこし協力隊等も含めその人材の多様化と育成・確保を図る」と記載しており、統計職員を計画的に採用し育成するとともに、これらの取組を通じ、今後とも必要なデータの持続的かつ正確な把握を確保することとしています。

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
その他全般	
反対。 パブリック・コメントの期間が短すぎる。より広く意見を集められる方法に見直すべき。	新たな食料・農業・農村基本計画は、2024年6月に改正された食料・農業・農村基本法に基づき、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、2024年8月から2025年2月にかけて、食料・農業・農村政策審議会企画部会を計9回開催し、政策テーマごとに現状と課題の分析を深め、計画の骨子案を策定するとともに、2025年2月には、同企画部会による地方意見交換会を全国11ブロックで開催し、農業者・農業者団体、食品事業者、消費者団体等の食料システム関係者から幅広くご意見をお聴きしたところです。また、2025年2月7日から21日にかけて、「新たな食料・農業・農村基本計画に関する国民からの意見・要望の募集」を実施したところです。今

ご意見の概要	ご意見に対する考え方
	回意見募集を実施した計画（案）は、これらの議論の結果やご意見を踏まえ、とりまとめたものです。
審議会のメンバー構成について、企業系の考え方に偏っており、小さい農家、家族農業、一般消費者の意見が反映されない。	新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向け、食料・農業・農村政策審議会企画部会において議論が行われたところです。
審議会のメンバーから見直して、しっかりと農業従事者の意見をくみ取ってほしい。	同企画部会は、家族経営の農業者や消費者団体を含む食料システム関係者 22 名により構成されており、今回意見募集を実施した計画（案）は、政策テーマごとに構成員それぞれの立場から議論いただいた結果を踏まえ、とりまとめたものです。
全体構成において、「講ずべき施策」の 2 番目が「輸出の促進」となっていることは理解しがたい。まず国内の食料の確保を優先すべきであり、そのように構成を変えるべき。	第 4. I に「我が国の食料供給」として、国内の食料供給や食料自給力の確保について記載しております。
食料・農業・農村基本計画（案）を検討される機会に、農家などを準公務員扱いでできるものにして頂きたい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
今の日本に必要なことは、国民が自立すること。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
農家、一次産業従事者へのヒアリングを真摯に行うよう強く求める。	生産者を含む食料システム関係者のご意見等を幅広くお聴きしながら、
生産者の声を聞いて、生産者が安心して農業に従事できる仕組みを作ってほしい。	本計画の目標達成に向け、各種施策を講じてまいります。